

1
隊長命令第1号（29.5.8）別冊
令和2年2月4日 改正

八戸航空基地隊オープンカウンター方式実施要領

八戸航空基地隊オープンカウンター方式実施要領

1 目的

この要領は、契約担当官 海上自衛隊八戸航空基地隊八戸経理隊長（以下「契約担当官等」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の調達、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせの取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

オープンカウンター方式（いわゆる簡易型一般競争。以下「OC方式」という。）とは、契約担当官等が会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせについて、契約を希望する者を広く募集し、見積書を徴取して、最低価格かつ予定価格の範囲内の者を契約の相手方として決定する契約方式をいう。

3 対象

この要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から7号までに規定する契約のうち、契約担当官等が認めるもの。

4 参加資格

OC方式に参加できる者は、次の各項に該当する者とする。

なお、次の各項に該当する者であっても、契約担当官等との間で締結した契約において、過去1年間に正当な理由なく、契約を履行しなかった者は見積提出者として認めない。

- (1) 予決令第70条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、契約担当官等が求める「資格の種類」を有し、「C又はD」の等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) (3)の統一資格を有しない場合は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第

- 5 2 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）
- (5) (1)～(4)に該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近 1 年間で 1 か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者
 - (6) 見積の提出日までの 1 年間に於いて、本契約の契約担当官等との間で契約を締結した実績がある事業者（(3)の競争参加資格において、A 又は B の等級に各付けされている者を除く。
 - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (8) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
 - (10) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
 - (11) 以下のア及びイに示す契約の相手方として不適当な者又は不適当な行為をする者でないこと。
 - ア 契約の相手方として不適当な者
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を

供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

5 契約保証金

確実な契約履行が確保できないおそれがある場合を除き、契約保証金は免除することとする。

6 見積書の提出等

(1) 八戸航空基地隊経理隊（以下「八空基経理隊」という。）は、「八空基ホームページ」、「八空基経理隊入口」その他必要と判断する場所に「オープンカウンター方式による調達件名リスト」（以下「件名リスト」という。）として掲示する。

(2) OC方式に参加する者は、件名リストを熟読した上、見積りしなければならない。ただし、調達の内容に疑義がある場合、八空基経理隊に説明を求めることができる。

(3) OC方式に参加する者は、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「資格審査結果通知書（写）」を、第4項（4）～（6）に該当する者は、認定書（写）等、内容が分かる資料を八空基経理隊の窓口へ提出し、仕様書、内訳書等の交付を受ける。

(4) OC方式に参加する者は、適正な調達実施のために八空基経理隊が実施する見積り依頼及び市場調査等に協力しなければならない。

(5) OC方式に参加する者は、海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達4号。以下「契約規則」という。）で定められた様式に従って見積書を作成し、八空基経理隊へ提出する。

(6) 見積書の提出に当たっては、八空基経理隊の指定された容器に投函の他、

郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければならない。

- (7) 見積書を郵送等により提出する場合は、提出期限の前日(土・日曜日及び祝日を除く)16時45分までに到着するように発送するものとする。
- (8) 提出する見積書は、原本に限るものとする。
- (9) OC方式に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

7 契約決定

- (1) OC方式による契約決定は、件名リストで示した日時に非公開で行う。
- (2) 提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格に達した見積りがな
いときは、八空基経理隊が選定した者への見積りを依頼することができるこ
ととする。
- (3) 八空基経理隊は、提出された見積書を審査し、予定価格の制限範囲内で、
官側に最も有利となる見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (4) 契約の相手方となるべき同価格の見積りをおこなった者が二人以上あると
きは、くじ引きで決定する。くじ引きの日程は、別途通知するが、参加が困
難な者に代わって八空基経理隊の契約業務に関係ない職員にくじを引かせる
ことができる。

8 見積書の無効

次の各項に該当する見積りは無効とする。

- (1) 参加資格のない者が行った見積り(事前に参加を認めた者を除く。)
- (2) 記名、押印等の必要とする事項を欠く見積り
- (3) 金額を訂正した見積り
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- (5) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積り
- (6) 提出期限までに提出されなかった見積り
- (7) 仕様書等の条件に違反した見積り
- (8) 電話、電報、電送等の原本提出以外による見積り
- (9) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積り又は公正な価格を害し、若
しくは不正の利益を得るために連合した者が行った見積り
- (10) 前各項に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反し、又は見積りに必要な

条件を具備していない見積り

9 その他

その他、本要領による契約は、次の各項によるものとする。

- (1) 本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書、現場等の不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担する。
- (3) 都合によりOC方式による契約を取りやめることがある。
- (4) 契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対し追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。